

副本

令和4年（行ウ）第383号 地方自治法に基づく住民訴訟事件

原告



被告 千代田区環境まちづくり部道路公園課長

答 弁 書

令和5年4月28日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

電話（5210）9860

FAX（5210）9711

被告千代田区環境まちづくり部道路公園課長

訴訟代理人弁護士 片岡 由紀



同指定代理人 阿部 孝敬



同 合田 順



同 品治 正



同 須貝 誠



同 鈴木 亮



同

石 綿 賢一郎



同

山 口 和 久



同

沼 田 竜 輔



同

高 木 裕 平



被告課長は、御庁令和5年（行ク）第50号同年3月22日決定（以下「**本件決定**」という。）後の本訴請求は、本件工事契約が適法かつ有効であることを前提とし、被告課長が本件約款19条に基づく本件工事の一時中止を通知しないことが違法であることの確認を求める請求（予備的主張に基づく請求（第2事件訴状第2の5(1)・42頁参照））に変更されたものと解した上で、答弁、認否及び主張をする。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか従前の例による。

第1 本案前の答弁

1 答弁の趣旨

- (1) 本件訴えを却下する
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

2 却下を求める理由

- (1) 本件訴えの対象が財務会計行為に該当しないこと
従前の被告千代田区長による主張（令和4年11月1日付け第2事件答弁書参照）及び証拠調べの結果を援用する。
- (2) 適法な住民監査請求を経していないこと
ア 住民訴訟を提起するためには、適法な住民監査請求を経ている

ことが要件とされるところ（地方自治法242条の2第1項）、住民監査請求を「経ている」というためには、当該監査請求の対象と、住民訴訟の対象との間に実質的な同一性が認められなければならない（最判平成10年7月3日・判時1652号65頁、東京高等裁判所昭和57年2月25日判決・判時1038号274頁参照）。

イ 第2事件訴状の「万が一、本件契約が適法と解されるとしても、千代田区は本件契約に適用される約款19条に基づき、本件工事を一時中止するように通知しなければならない。」（42頁）との記載及び令和5年3月10日付け訴えの変更（被告変更）申立書の「本件工事契約が適法かつ有効である・・・指摘がなされた。したがって」（2枚目）との記載からすれば、本件決定後の本件訴えにおいて、原告は、本件工事契約が適法かつ有効であることを前提として、被告課長が、本件約款19条に基づく本件工事の一時中止を通知しないことが違法であることの確認を求めていることが明らかである。

しかるに、原告が本件訴えに先立ち千代田区監査委員に対してした住民監査請求（以下「**本件監査請求**」という。甲B1）において、原告は、本件工事契約が違法であることを前提として、監査委員に対し、千代田区長らに対して本件工事の中止を求める措置を執ること等を求めている（甲B1「2 求める措置」・3頁）。そして、その請求の理由を見ても、かかる請求が、本件工事契約が適法である場合をも含意してなされていると解し得る余地はなく、ましてや、本件約款19条の規定を理由とするものであるなどとは一切読み取ることができない（甲B1「第3 請求の理由」・7ないし12頁参照）。現に、本件監査請求において、本件

約款19条に定める要件の該当性については一切判断されていない(甲29参照)。

そうすると、本件訴えの対象と本件監査請求の対象とは、前提とされる事実(本件工事契約が違法か否か)を異にする異質なことながらに他ならないというべきであるから、両者には実質的な同一性が認められない。

ウ したがって、本件訴えは、適法な住民監査請求を経ていない不適法な訴えといわざるを得ず、却下を免れない。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

従前の被告千代田区長による主張(令和4年12月23日付け被告千代田区長準備書面(1)第4の2(3)・33頁参照)及び証拠調べの結果を援用する。

以上

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 代理人指定書 | 1 通 |